

東栄町指定暑熱避難施設募集要項

1 目的

本要項は、国の熱中症対策実行計画に基づき、町民等のために暑さをしのぐ避難場所として開放する施設（以下「クーリングシェルター」という。）を募集するため定める。

2 募集施設

町内の民間施設

3 要件

クーリングシェルターは次の要件を満たすものとする。

- (1) 町からクーリングシェルターの指定を受けるにあたり同意できること。
- (2) 町と「東栄町指定暑熱避難施設の管理等に関する協定書」を締結し、その内容を履行できること。

4 応募方法

「東栄町指定暑熱避難施設同意書」を東栄町生活環境課にメール又は直接提出する。

5 応募先

〒449-0292 東栄町大字本郷字上前畑 25

東栄町役場 生活環境課 住宅環境担当あて

電話：0536-76-0504 メール：seikatsu@town.toei.lg.jp

6 応募期間

随時

7 提出後の流れ

- ①町→応募者 応募者へ連絡、協定書を送付
- ②応募者→町 協定書を提出
- ③町：対象施設の公表（町HPなど）
- ④応募者：クーリングシェルターの運営開始

8 その他

公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、町が不適當と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。